

[総説・解説]

社会福祉学におけるセクシャリティの課題

田中 秀和

キーワード：ジェンダー，ドメスティック・バイオレンス，セクシャル・ハラスメント，
社会福祉専門職養成教育

The subject of sexuality in social welfare study

Hidekazu Tanaka

Abstract

The study on sexuality, today, is performed in various fields. The social welfare studies are not unrelated to the problem of the sexuality, too. By this report, I arranged precedent studies about the sexuality and then investigated the sexuality and connection of social welfare studies. In the social welfare studies, I mainly took it up as 1. Process of the problem of the sexuality appeared in the field of social welfare studies, 2. Relevance about social worker training education and the sexuality to be considered.

As a result of these consideration, it was confirmed that the connection between the sexuality and the social welfare studies was deep. The social welfare studies are expected to come close positively and approach to the problem of the sexuality from now on. Therefore, it became clear that in social welfare education, the problem of the sexuality should be taken up more positively, and needed to be educated.

Keywords : Gender, Domestic violence, Sexual harassment, Social welfare professionals cultivation education

要旨

今日、セクシャリティに関する研究は様々な分野で行われている。社会福祉学もセクシャリティの問題とは無縁ではない。本稿では、セクシャリティに関する先行研究を整理し、その後、セクシャリティと社会福祉学の関連を探った。社会福祉学においては、主として、1. 社会福祉学領域にセクシャリティの問題が登場した過程、2. 社会福祉士養成教育とセクシャリティに関する関連

性、を考察対象として取り上げた。これらの考察の結果、セクシャリティと社会福祉学は関連の深いものであることが改めて確認された。社会福祉学はセクシャリティの問題にこれからも関心をもち、積極的に接近していくことが望まれる。そのためには、社会福祉学教育の中で、セクシャリティの問題がより積極的に取り上げられ、教育されていく必要があることが明らかになった。

[連絡先] 田中 秀和 学校法人 国際総合学園 国際こども・福祉カレッジ
〒951-8164 新潟県新潟市中央区関屋昭和町 2-84-201
TEL : 025-378-5176
E-mail: tanaka.hidekazu@nsg.gr.jp

I セクシャリティとは何か

セクシャリティとは一般的に、性に関連する行動や嗜好の総称を表す概念である。例えば、国語辞典によると類似用語としてセクシャルを採用しそれを、「性的衝動を感じ(させ)る様子。性的。」¹⁾と定義している。セクシャリティは使用範囲の広い用語であり、様々な学問領域において使用される。

本稿では、セクシャリティの定義として上記のものを採用する。この定義は広範囲なものである。しかし、セクシャリティに関する研究は多様な学問領域で行われており、それぞれは完全な同形を成すものではない。本稿の目的は、これまで幅広く行われてきたセクシャリティに関する先行研究を概観し、それと社会福祉学との接近を試みるものであるから、幅広い領域を包括することができる広義の概念を定義として採用することとする。

II セクシャリティに関する先行研究

1. ジェンダー研究の業績

上記のようにセクシャリティは、多くの学問領域で使用される概念である。ここでは、セクシャリティに関する先行研究を整理する。

まず、ジェンダーの視点からセクシャリティを考察すると、そこには、「男性＝性の支配者、女性＝性の服従者」との関係を読み解くことができる。ジェンダーとは、一般的に社会的・文化的な性差と解釈されるが、そこに、男性社会に対する女性からの抗議の念を発見することができる。例えば、近年「セクシャルハラスメント」(性的嫌がらせ)との概念が社会に定着しているが、これもジェンダー研究が残した功績のひとつと言えるであろう。近年においては社会福祉用語辞典にも、セクシャル・ハラスメントという用語が採用され、それを「相手方の意に反した、性的な言動を一方的に行い、それに対する反応によって就学あるいは就業をする上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって生活環境を著しく悪化させること」²⁾と定義している。

これまでの男性優位な社会においては、女性は男性に無条件に従うべき存在であり、男性の発言や行動に対して、女性が嫌悪感を抱いたとしても、それは「無かったもの」として扱われてきた。しかし、ジェンダー研究は、女性を男性より劣った存在ではなく、男性と対等の者としてアピールする視点を導入した。そうしたことにより、女性の抱く感情はより尊重されるようになった。

このように、ジェンダー研究は、これまで「無かったもの」にされがちであった女性の男性に対する怒りや諦めの感情を社会的に顕在化させた功績を持つ。

上記に関連して、DV(家庭内暴力)もセクシャリティと関連の強い概念である。DVとは、ドメスティック・

バイオレンスの略で、「家庭内暴力と直訳されるが、一般的には家庭内に止まらず親密な関係における男性から女性への暴力を意味する。親密な関係とは法的な婚姻関係だけではなく、恋人同士、内縁関係など多様に存在する。」³⁾と定義されている。

これも上記と関連するが、近年まで家庭内において、男性は支配者であり、女性は服従者であるとの感覚が家族構成員内には存在していたと考えられる。特に日本社会においては、第二次世界大戦後から高度経済成長期を経て、「サラリーマン―専業主婦家庭」が理想的な家族形態として多くの人に認識されてきた歴史をもつ。そうした中で、女性は、有償労働に従事せず主に、夫や子どものケアを担う存在としての役割を期待されてきた。女性が担う家事や育児は労働でありながら、それはアンペイドワーク(無償労働)であるため、経済的には不利な立場に置かれやすい。そのため、女性が男性の行動に対して、不快感や怒りを感じたとしても、それを表出することはできない状況にあった。仮に夫婦生活が破綻しても、経済的に不利な立場におかれやすい女性にとってみれば離婚の選択肢はなく、「仮面夫婦」や「家庭内離婚」に陥ったとしても、夫婦生活を継続せざるを得なかった。そのような中で、女性は男性に支配される対象として、望まない性行為などの苦痛を味わざるをえない状況であった。

このような状況の中でジェンダー研究は、法律上定義されるような「男女平等」は欺瞞であり、男と女の間には大きな権力差が生じていることを明らかにした。法律上は日本国憲法において、男女は平等であるとされているため、例えば「夫婦喧嘩」は民事不介入の原則により公権力が介入する機会を奪ってしまう。法律の視点から夫婦喧嘩をみた場合、対等な男女が共に自分の意思で喧嘩を行っていると考えてきた。しかし、現実には上述のように男性と女性は支配関係に陥りやすい構造であった。2001(平成13)年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」が制定されたことは、男女が決して平等ではない現実を国が追認した証であるとも考えることも可能である。今日においては、夫婦関係だけではなく、恋人によるDV(デートDV)も社会問題化した。このような法律が制定された背景には、これまで述べてきたようなジェンダー研究の業績が大きい。

さらにジェンダー研究は、職場内においても男女の不平等を明らかにした。今日においては上述の「セクシャル・ハラスメント(性的嫌がらせ)」は誰もが知る用語であるが、ジェンダー研究はこの用語を社会に登場させる素地を創ったと言える。

上述の通り、日本社会では第二次世界大戦後から高度

経済成長を経て「サラリーマン—専業主婦家庭」が理想的な家族像として多くの人に認識されてきた。高度経済成長期には「三種の神器」や「マイホーム主義」などの理想や目標が掲げられた。また、社会移動のチャンスが多くの人に開かれたため、多くの人びとが、自らの属する社会階層を中流であると考えた時代が続いた。この時代、男女の性別役割分業規範が社会を覆っていたため、様々な制度はそれに基づいて運営されることになった。この社会規範は、男性を有償労働に従事させ女性に無償労働（アンペイドワーク）を強いることになった。男性は有償労働に従事することにより、家族構成員が生活できるだけの賃金を得るが、家族内におけるケア労働（家事・育児・介護等）には従事せず、それは専ら女性の役割であった。かつて、社会学者のT.パーソンズは1950年代から1960年代にかけて母親の役割を子どもの養育を担当し、子どもを慈しみ共感を育むことであるとし、それを表出的役割と名づけた。一方、父親の役割は家族を守るため外の社会で働き、社会的経済的な達成を遂げることであり、それを手段的役割と命名した。精神医学者の服部は、この学説が登場した背景には、性別役割分業化された当時のアメリカ社会があり、パーソンズの考えは、当時の日本社会にも適合したものであったと考えられる旨を述べている⁴⁾。

このパーソンズの考え方は、当時の日本社会にも輸入され、多くの人びとに受け入れられることとなった。これまで述べてきたような性別役割分業は、当時の社会においては標準的な形であり、そのような社会規範が働いたからこそ、日本社会は、高度経済成長を遂げることができたとも考えることも可能である。

このような社会において、有償労働に従事するのは男性であり、女性が有償労働に従事することは例外として扱われることになる。また、これまで述べてきたように、男性と女性の間には、目に見えない権力関係があり、男性が上位で女性を下位とする考え方が社会を構成する人々の間には、意識的にも無意識的にも存在していた。よって、仮に女性が有償労働に従事するとしても、それは男性を補助する役割が主に期待されることになる。それを、雇用形態で考えた場合、女性の多くはアルバイトやパート等の非正規労働であり、責任の重い仕事や長時間労働は期待されていなかった。

このような社会にあっては、上記の夫婦関係に表出されるような男女の関係性がそのまま職場においても存在することを意味する。男性は、将来の出世や昇給の見込まれる仕事を期待され、女性は、お茶酌みやコピーなどの単調で補助的な業務を担当することが期待される。また、この社会では男性は終身雇用や年功序列が保証されているのに、女性は、学卒後数年で、寿退社することが

求められる。それは、1985（昭和60）年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律（男女雇用機会均等法）」が成立してからも、大きく状況が変化することはなかった。

上述の夫婦関係と同様に、職場においても法的には男女は平等である。しかし、これまで述べてきたように男女はそれぞれに異なる役割を社会的に要請され、女性が有償労働に従事することは、「例外」として扱われ、仕事内容も（教員等の専門職を除いて）男性を補助するものを中心であった。

男女の性別役割分業を求める社会規範を身につけた男性は、自身が女性よりも上位の立場にあるとの認識を持ちやすい。一方、女性側でも、この社会規範を身につけた者は、自身が男性より下位にあり、男性を補助し情緒的に支えることが努めであると認識しやすい。このような状況において、男性が女性に対し、威圧的で、圧力のかかる言動を取る可能性は否定できない。なぜなら、職場はこれまで述べてきた社会規範に従えば、男性がその主体を担う場所であり、女性はあくまでもその補助に従事することが求められるからである。職場の主体で主役である男性は、その補助を担うべき女性に対し、一方的な優越感や支配感情を保持しやすい。そのような中で、女性は男性からの言動を受け入れざるをえない。女性が有償労働に従事する以上、そこでの主体を担う男性に対して、不快な思いをさせることなく過ごすことができなければ、自身は労働市場から退出する他ない。

このように考えてくると、セクシャルハラスメントとの用語が日本社会に導入される以前から女性に対する男性からの様々な不快行動があったことを推測することができる。

ジェンダー研究は、このように、これまでは当然視され社会的に明らかにされにくい領域であった職場での嫌がらせを公に押し上げた功績をもつ。

一方、これまでの議論と反対の方向性から上記の問題に対する取り組みがあったことも事実である。例えば、日本政府は1980（昭和55）年、前年に国連で採択された女子差別撤廃条約を批准し、日本国内においても効力を持たせた。上述の男女雇用機会均等法が制定されたのは、この条約への批准がきっかけとなっている。さらに1999（平成11）年には、男女共同参画社会法が制定された。これらの取り組みは、ジェンダー研究が明らかにした女性に対する不当な差別を解消しようとするものであり、評価できる。法学者の辻村みよ子は、法律による男女平等の技法として、ポジティブ・アクションを紹介している⁵⁾。これは、男女平等を法的に達成する手段であり、今後このような取り組みがより実践され効力を上げることが期待される。

2. 社会学の功績

セクシャリティに関する研究は、社会学においても盛んに行われている。その中で、注目に値するものは、「援助交際」に関するそれである。援助交際とは、女性が金銭目的で男性に対して売春を行う行為の総称を指す。援助交際の歴史は、バブル経済以前の「電話風俗」に遡る。その後、ポケットベルや携帯電話の普及により、それらのメディアは援助交際に利用されることになる。さらに、1990年代後半以降はインターネットが急速に日本社会に普及し、そこでの出会い系サイトの登場により、援助交際はそのピークを迎えることとなる⁶⁾。

援助交際は、女性が自らの身体を商品化し、男性にとって市場価値のあることを認識しているところにその特徴を見出すことが可能である。これまで述べてきた、ジェンダー研究は、男女の目に見えない、不平等を社会的に明らかにしたのに対して、社会学からの援助交際に関するそれは、一見、男女の力関係が逆転し、女性が男性を操るような錯覚を起こす可能性を示している。援助交際は、女性が自ら売春を行う男性を募集し、金銭を受け取るものである。これは、女性自身が自らを男性視点から見る目を養ったことを示している。またそうしたときに、それまでは性の対象として公に語られることがタブー視されてきた中高生自身が自らの性市場における価値が高いことを知り、援助交際に参入した経緯がある。このような状況において、日本社会が「ロリコン化」したとの指摘を行う研究者も登場した⁷⁾。

これまで述べてきたように援助交際は、一見すると女性にその主導権が握られているように思われる。しかし、援助交際は性労働であることは間違いなく、それは長年女性を男性の支配下に置くものとして、主にフェミニズムの領域から批判を受けたことである。しかし、この現象を「若者の意識の変化」や「道徳心の欠如」などと一方的に批判することなく、現実を客観的に捉えようとしたところに社会学の功績がある。

では、これらの議論は、社会学に対していかなる貢献をもたらすのであろうか。本稿における主な関心点は上記の議論に対し、社会学からの接近を試みることにある。その際、筆者はその方法論のひとつとして社会学教育の視点を取り入れたい。これまで述べてきたことは、社会学教育においても十分に生かされる要素をもっている。今後、ジェンダー論や女性福祉論等のカリキュラムを社会学教育の中に積極的に取り入れることで、両者はより接近する可能性をもつのではないだろうか。

Ⅲ 社会学におけるセクシャリティ

これまで述べてきたように、セクシャリティに関して

は様々な先行研究が存在する。それでは、社会学の中で、セクシャリティはどのように扱われてきたのであろうか。

社会学においては、長年セクシャリティに関する議論はタブー視されてきた感がある。社会学からセクシャリティの問題に接近を試みた先行研究としては、旭洋一郎による障害者領域のそれがある。同氏は、その論文の中で、障害者福祉とセクシャリティの問題点を以下のように指摘している⁸⁾。

社会学（施設）が持つ基本的な目的、性に関する一般的な意識、そして問題の広さと性に関する議論の難しさ等によって、現象的な整理から進み、障害者福祉の課題として障害者問題のどのあたりに位置し、どのように関連し、その援助はどうあるべきか（技法の問題や援助の要不要も含めて）という考察、そして従来のパラダイムの批判的検討という議論は十分になされてきたと言いがたい。

この指摘は今日においても通用するものであると思われる。それは、社会学が主に対象とするのは社会的弱者であり、社会的弱者は援助や慈しみの対象者ではあっても、それが主体化していくことは想定していなかった。近年においては、1990年代後半からの社会学基礎構造改革を経て、社会学利用者の主体化や措置から契約への流れがある。そこでは、利用者の権利を擁護し、よりそのニーズを汲み上げていこうとする考えが主流である。利用者の感情や希望を叶えようとするすれば、もちろんそれはセクシャリティの領域にも及ぶことは容易に理解できる。しかし、これまでの社会学において、社会的弱者や利用者のセクシャリティを語ることはタブーであり、時代が変化しても、利用者を権利主体と捉えることは難しかった。例えば、1990年代後半に話題を呼んだ、『五体不満足』の中には、著者のこれまでの生い立ちが記されているが、そこにはセクシャリティを連想させるような記述を見つけない⁹⁾。この点に関し、横須賀は著者に対して疑問を投げかけている¹⁰⁾。

これらの問題は、セクシャリティの問題であるが、より細微にみると性の問題である。両者は、似通った概念である。本稿においては、最初にセクシャリティを定義した際、それを性の問題を含む幅広い概念とした。よって、本稿において性の問題は、セクシャリティ概念を上位概念とした際、それに包含されるものとして考える。1990年代までの社会学の中では、セクシャリティの問題が取り上げられることは稀であった。そのような中、『セックス・ボランティア』とのタイトルで衝撃的に

障害者の性を語るルポが登場したのは、21世紀初頭のことであった¹¹⁾。そこでは、これまでタブー視されてきた障害者の性に正面から向かいあった姿が描き出されている。そこで登場するのは、男性障害者が施設職員の手をかりて、マスターベーションを行う姿や、男性障害者が自ら望んで性風俗を利用する様子が描き出されている。また、女性障害者が男性障害者に対して性的サービスを提供する労働に従事する姿も書かれている。これらのことは、障害者も性欲をもった人間であることを改めて社会に明らかにした。さらに、著書の中では、女性障害者に対して男性の社会福祉士がセックス・ボランティアを行うという場面もあり、性欲は男性だけではなく、女性にも存在することを明らかにした。男性は、性風俗があり性欲を解消する手段をもつが、女性にはそれが無いという現実が健常者だけでなく、障害者にもあることを描き出している。

また、自らが障害者向けのデリヘル嬢であるとする大森は、自らの体験談を著書として発表している¹²⁾。

障害当事者が、自らの性生活を赤裸々に綴った書物も近年では多数出版されている。例えば、小山内は、自ら重い障害を抱えた当事者でありながら、自身や障害者の性について赤裸々に語っている¹³⁾。また中途障害をもつ木島は、自らの性体験を書物として発表している¹⁴⁾。

さらに今日においては、夫婦間におけるセックスレスも大きな社会問題となりつつある。そのような背景の中で、大橋はセックスレスの既婚女性に対する男性からの性的サービスを提供する組織に関するルポを発表した¹⁵⁾。セックスレスに関しては、精神医学の領域からも業績があるが、¹⁶⁾ 大橋のルポは一見すると、不倫のような関係を進んで斡旋するシステムを紹介しており、その点は各界に与えた影響は衝撃的であった。

児童領域においては、子どもに対する性的虐待が近年、盛んにメディアを賑わせている。児童虐待が社会問題として、人びとに認識しはじめられたのは、1990年代からである。その後、児童虐待に関する研究は進展し、今日においては、性的虐待に関する本も多数出版されるようになってきている¹⁷⁾。

また高齢者領域において、セクシャリティを取り上げたものは障害者領域に比較すると少ないが、今日においては例えば施設職員向けの解説本が出版されるようになってきている¹⁸⁾。

このように、社会福祉学からセクシャリティを概観しても、近年においては、研究書だけでなく、様々なメディアにおいてそれが取り上げられるようになってきていることがわかる。

社会福祉学からセクシャリティを考察する際、忘れてはならない領域のひとつとして、専門職養成教育の問題

がある。社会福祉学教育を受ける学生の多数は、近年の資格取得ブームにも乗って、社会福祉士国家試験受験資格を得て卒業することがスタンダードになっている。学生は、国家試験受験資格を取得する際、相談援助実習を履修し、該当施設等にて実習を経験することになる。実習経験は、将来、社会福祉領域で活躍する上で欠かすことのできない貴重なものである。社会福祉士養成校（ここでは、社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1号から第10号に規定する学校、養成施設等）においても相談援助実習を履修する学生に対しては、その事前・事後に実習指導を行い、実習中には巡回指導も行っている。同じ社会福祉士養成校であっても、大学等と養成施設では、対象とする学生が異なるため、実習指導の内容も若干異なる可能性は残る。しかし、2009（平成21）年度から開始された社会福祉士新カリキュラムにおいては、実習指導を行う教員についての要件が明確にされ、それは大学等と養成施設で差異がない内容となっている。

その際、施設利用者からのセクシャル・ハラスメント（性的嫌がらせ）への対応方法に関しては、当該教科書を見る限り該当する箇所を見つけることができない。もちろん、実習指導は、教科書を使用することを義務化している訳ではなく、各社会福祉士養成校の裁量に任されている部分も大きい。そのため、独自にセクシャリティに関する教育を行っている養成校もあるものと推測される。

これまで述べてきたように、社会福祉学領域においては、セクシャリティの問題はタブー視されてきた感があり、積極的にこの問題は取り上げられることがなかった。その傾向は社会福祉専門職養成教育の場面においても同様である。学生の教科書同様、教員用のテキストにおいても、セクシャリティに関する記述は一部分のみである^{19) 20)}。

この点に関する先駆的な先行研究として三島の研究を挙げることができる²¹⁾。三島は、ソーシャルワーク専門職の研究者としても知られ、書籍も刊行しているが²²⁾、ここでは、社会福祉士の実習場面における利用者（ここでは障害者）からの「誘い」に焦点を当てて考察を行っている。同氏も、社会福祉士の実習テキストに対し、セクシャリティに関する記述に物足らなさを表明している。

これらの傾向は、セクシャリティに関する議論がタブー視されてきたことと並んで、社会福祉の対象者を「神聖な者」と見なしている部分があるのではないかと筆者は考察する。

上記の通り、社会福祉学の領域においては、社会福祉基礎構造改革を経て、利用者を権利主体とする概念が成熟してきた。一方、今日においても「社会福祉」＝「社

会的弱者」との認識は、十分に拭い去られていない現状があるのも事実である。

社会福祉の利用者は、社会的弱者であり、かわいそうな存在であるとの認識が十分に拭い去られていないのであれば、利用者は、行政や施設職員から哀れな存在として映ることになる。その際、これまでの議論に従えば、「社会的弱者＝性欲とは無縁の者」と捉える見方がマジョリティを占めることになる。そのような認識に従えば、社会的弱者が性欲をもっているとの考えには結びつくことはない。そうであるなら、社会福祉専門職養成の際にも、利用者とのセクシャルな問題に関して教育を行う必要がないとの認識に至る。

しかし、現実にはこれまで述べてきたように社会的弱者にも性欲があり、その処理方法に関しては、関係者が試行錯誤を繰り返している。また、利用者からの職員に対してのセクシャル・ハラスメントが報告されている今日、将来の職員に対しての当該事項の教育は必要不可欠ではないだろうか。この点に関し、井上らはホームヘルパーに対する利用者からセクシャルハラスメントの実態調査を行い、多くのホームヘルパーがセクシャルハラスメントを経験していることを明らかにしている。また、今後の解決へ向けた手段として、「性的な欲求そのものが問題ではなく、それを不適切な形で表出してしまうことへの理解をどのようにするか、ここに視点を定めた教育こそが緊要であろう。」と述べ、教育の重要性を指摘している²³⁾。ここからも、社会福祉学がセクシャリティに対して、正面から向き合う必要性を理解することができる。

今日の社会福祉学は、利用者を権利主体と認識し、行政や職員との対等な立場を確保するための方策が各方面で模索されている。利用者を社会的弱者ではなく、権利主体として認識することは、社会権が発達しているわが国においては必要不可欠であり、望ましいことである。しかしそれは、利用者が職員や実習生に対して、セクシャル・ハラスメントの加害者になる恐れもあることを示している。利用者を社会的弱者と認識していた時代は、たとえ、利用者から職員や実習生に対するセクシャル・ハラスメントが生じたとしても、利用者を「かわいそうな存在だから」と罪を問われることがなかった。しかし、利用者を権利主体として捉えることが主流になっている今日、上記のようなことが生じた場合は、1人の人間として、罪を問われることもありえるのではないだろうか。もちろん、重度の認知症等で判断能力が著しく障害されている場合は除くとしても、社会福祉学の対象者は「かわいそう」であるから、少々のセクシャル・ハラスメントには目をつぶろうとする思想が実践者や一般市民の中にあるとしたら、それは改善されるべきではな

いだろうか。

社会福祉学の対象者を、社会的弱者として捉える時代は、過去のものになりつつある。そのような時代背景の中で、これまでタブー視されがちであった、利用者のセクシャリティに関して、正面から向き合う時期が来たと言えるであろう。

IV まとめ

これまで述べてきたように、セクシャリティに関する研究は、様々な領域で扱われているが、本稿においては、主にジェンダー研究と社会学の功績を取り上げた。さらに、社会福祉学においては、今日に至るまで、その対象者を社会的弱者と捉える傾向があり、その影響下において性をタブー視する思想が一般的に受け入れられてきた。そうした中で、21世紀に突入した頃より、障害者やセックスレスに悩む人々の問題が公に語られるようになってきている。また、児童虐待は日々深刻化していると様々なメディアは取り上げるが、その中でも性的虐待は見えにくい存在であり、それが被虐待児に対し計り知れない程のダメージを与えることも明らかにされつつある。

このように、様々な研究領域において、セクシャリティに関する議論は盛んになりつつある。中でも、社会福祉学においては少しずつではあるが、セクシャリティを公に語る基盤が整いつつあると言えるであろう。

社会福祉学において、今日強調される思想のひとつにノーマライゼーションがある。これは、『ある社会からその構成員の一部を排除する場合、それは弱くてもろい社会である』という考え方に代表されるように、障害者などを能力の劣った人として、基本的人権を保障してこなかったことへの反省にたち、社会生活上において一人の市民としての権利を保障しようとした²⁴⁾。考え方で

この思想において、「ノーマライゼーションの育ての父」と呼ばれるニーリエは、ノーマライゼーション8原理を発表し、いくら障害が重くとも8つの生活条件の中で暮らす権利があり、社会はそれを実現する責任があるとした。

ニーリエが挙げた8つの原理は、①一日のノーマルなリズム、②一週間のノーマルなリズム、③一年間のノーマルなリズム、④ライフサイクルにおけるノーマルな発達の経験、⑤ノーマルな個人の尊厳と自己決定権、⑥その文化におけるノーマルな性的関係、⑦その社会におけるノーマルな経済水準とそれを得る権利、⑧その地域におけるノーマルな環境形態と水準、である²⁵⁾。ここで⑥に、その文化におけるノーマルな性的関係が記載されていることは注目に値する。今日、ノーマライゼーション

は一般社会においてもその認知度を高めつつあるが、その実現にはセクシャリティに関する事柄は避けて通れないことである。

このように、ノーマライゼーションには、当然のことのように、セクシャリティの問題が入っている。ノーマライゼーションはこれまで述べてきたように、もともとは障害者福祉領域の思想であったが、それが今日においては社会福祉全般に影響を与えるようになってきている。これまで述べてきたことすべてにノーマライゼーションは関係しているのであり、それ程、人間にとって性とは重要で不可欠なものなのである。性同一性障害などトランス・ジェンダー当事者からの声も公にされるようになってきている今日²⁶⁾、すべての人が自らのセクシャリティに納得でき、満足できるような社会を構築していく必要がある。

さらに、これまで考察してきたように、セクシャリティに関する問題は社会福祉専門職養成教育の中でも重要な位置をしめる。今後、社会福祉学教育の中においてもセクシャリティに関する問題がより積極的に議論され、教育されていく必要があるだろう。

文献

- 1) 金田一京助, 山田忠雄, 柴田武ら編: 新明解国語辞典 (第五版). 三省堂. 東京. p767. 1997.
- 2) 杉井潤子: セクシャルハラスメント, 山縣文治・柏女霊峰 編: 社会福祉用語辞典 第8版. ミネルヴァ書房. 東京. p236. 2010.
- 3) 笠原幸子: ドメスティックバイオレンス, 山縣文治・柏女霊峰 編: 社会福祉用語辞典 第8版. ミネルヴァ書房. 東京. p282. 2010.
- 4) 服部祥子: 生涯人間発達論 (第2版). 医学書院. 東京. pp66-67. 2010.
- 5) 辻村みよ子: ポジティブ・アクション—「法による平等」の技法. 岩波新書. 東京. 2011.
- 6) 宮台真司: 制服少女たちの選択 After 10 Years. 朝日文庫. 東京. 2006.
- 7) 圓田浩二: 援交少女とロリコン男—ロリコン化する日本社会. 洋泉社. 東京. 2006.
- 8) 旭洋一郎: 障害者福祉とセクシャリティー, 東洋大学児童相談研究12: pp15-31, 1993.
- 9) 乙武洋匡: 五体不満足. 講談社. 東京. 1998.
- 10) 横須賀俊司: 自分のセクシャリティについて語ってみる, 倉本智明 編: セクシュアリティの障害学. 明石書店. 東京. pp93-125. 2005.
- 11) 河合香織: セックスボランティア. 新潮文庫. 東京. 2006.
- 12) 大森みゆき: 私は障害者向けのデリヘル嬢. ブックマン社. 東京. 2005.
- 13) 小山内美智子: 素肌で語り合しましょう—障害者の“生”と“性”を考えた. エンパワメント研究所. 東京. 2002.
- 14) 木島英登: 恋する車イス—未経験のまま下半身不随になった僕の物語. 徳間書店. 東京. 2005.
- 15) 大橋希: セックスレスキュー. 新潮文庫. 東京. 2008.
- 16) 阿部輝夫: セックスレスの精神医学. ちくま新書. 東京. 2004.
- 17) 森田ゆり: 子どもへの性的虐待. 岩波新書. 東京. 2008.
- 18) 荒木乳根子: Q & Aで学ぶ高齢者の性とその対応. 中央法規. 東京. 2008.
- 19) 社団法人日本社会福祉士養成校協会編: 相談援助実習指導・現場実習教員テキスト. 中央法規. 東京. 2009.
- 20) 社団法人日本社会福祉士養成校協会編: 相談援助実習教員テキスト. 中央法規. 東京. 2009.
- 21) 三島亜紀子: 誘いの受け方、断り方—社会福祉実習指導の問題点, 倉本智明 編: セクシュアリティの障害学. 明石書店. 東京. pp268-294. 2005.
- 22) 三島亜紀子: 社会福祉学の<科学性>—ソーシャルワーカーは専門職か?. 勁草書房. 東京. 2007.
- 23) 井上千津子, 谷口幸一, 松葉清子ら: ホームヘルパーの介護ストレスに関する研究—セクシャルハラスメントの実態—, 東海大学健康科学部紀要3: pp31-38, 1997.
- 24) 山縣文治: ノーマライゼーション, 山縣文治・柏女霊峰 編: 社会福祉用語辞典 第8版. ミネルヴァ書房. 東京. p298. 2010.
- 25) 三島亜紀子: ニーリエ, B., 山縣文治・柏女霊峰 編: 社会福祉用語辞典 第8版. ミネルヴァ書房. 東京. p298. 2010.
- 26) 上川あや: 変えてゆく勇気—「性同一性障害」の私から. 岩波新書. 東京. 2007.